

(質問第九十二号) 昭和二十二年十月十五日配付

農産物供出理論の適用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月十四日

参議院議長 松平恒雄 殿

三
好
始

農産物供出理論の適用に関する質問主意書

供出制度の理論的立場に関する質問主意書(質問第七十九号)に対する内閣参甲第九一号の答弁に対し、主として末端割当に関して再質問したい。

一、供出制度における実收主義が嚴密な意味では予想收穫高から農家保有量を差引いて供出量が決定される方式になることは技術的に当然といえる。従つて誤差の補正も必要となる。ところが現実的に問題なのは、実收主義による割当が末端に於て貰かれていたかどうかである。即ち、耕地面積の多い農家が、勤惰とは無關係に、殆んど例外なく過剰保有の可能な如き割当が果して実收主義の適用なりや否やである。然して、かかる割当を基礎とする超過供出報償が公正なりや否やである。過去の实收主義の弊害は、理論的な本質的弊害の外に、その適用に於ける杜撰さの弊害を加重していたのである。それは、末端割当に対する政府の研究と努力の乏しさに基くことが多いのではないかと思われる。かかる弊害の繰返しは新しい供出制度の下にも起り得る。

右に対する政府の所見をお尋ねする。

二、責任供出制は責任の基礎となるべき生産及び供出條件の実態を把握することによつてのみ合理的に行い得るとの私の主張は個々の農家について言つていのである。然るに答弁書は農村の実態把握を取上げ、統計調査の整備と委員会制度の民主化を以て答えている。(これは府縣割当に専念し、末端割当の研究と努力に乏しい政府の態度を示すものである。)これでは現実の末端割当の問題を改善する充分の根拠とはなり得ない。各農事試験場に於て、氣象感能試験、作況試験、標準坪刈調査等々をいくら行つても、それは、その地方の收穫の一般的、平均的數字を把握し、供出の府縣割当に一應科学的根拠を提供するに過ぎない。むしろ供出問題の中心課題である末端割当の解決は依然として残されている。従つて右の如き試験並に調査の外、委員会を單なる議決機關的存在から、実態調査の爲の執行機關を兼ねた存在に發展せしめることにより、生産及び供出條件の実態把握に一步近ずき得るのではなからうか。政府は委員会による実態調査の技術的方法を検討すべきであると思ふが如何。